

「健診・保健指導」実施時における 資格確認について

令和6年8月7日



全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ

1. 「健診・保健指導」実施時における資格確認について

現 在

健診・保健指導機関においては、実施の手引きにおいて
「健診・保健指導機関において、受診者が訪れた際に当該受診者が契約相手先の保険者の加入者であるか否かを判別するため、**受診券・利用券と被保険者証の両方を照合・確認することにより、有資格者か否かを判別する**」
とされています。

令和6年12月2日 以降

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行を停止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

マイナ保険証…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したもの

1. 「健診・保健指導」実施時における資格確認について

	確認方法	使用可能機関など	有効期限
①	健康保険証	すべての実施機関で使用可能	令和7年12月1日 までの経過措置期間 終了をもって使用不可
②	マイナ保険証	<u>オンライン資格確認が可能な実施機関のみ</u> 使用可能 « 既存型・資格確認限定型含む機器等で確認する方法 »	無
③	マイナポータル (スマホ)	すべての実施機関で使用可能 « マイナポータルの資格情報画面をスマホ等で提示してもらい、確認する方法 »	無
④	マイナ保険証 ＋ 資格情報のお知らせ	すべての実施機関で使用可能 « 協会けんぽから令和6年9月より加入事業所経由で送付する「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを提示してもらい、確認する方法 »	無
⑤	資格確認書	すべての実施機関で使用可能	最大で5年

※④及び⑤については、令和6年12月2日の保険証廃止後に追加となる確認方法です。

1. 「健診・保健指導」実施時における資格確認について

資格情報のお知らせ（見本）

(記号) 01010101 (番号) 0000001
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 花子 様

お問い合わせ番号
01-0101-1-1

0010001
北海道札幌市北区北10条西3-23-1
THE PEAK SAPPORO
全国健康保険協会 北海道支部

TEL: 0670-015-369 (ナビダイヤル)
(協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル)

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年6月7日時点）。

記号	1010101	番号	1	(枝番) 00
氏名	協会 花子			
フリガナ	キョウカイ ハナコ			
生年月日	昭和40年10月1日			
負担割合（令和6年6月7日時点）	3割			
資格取得年月日	昭和60年10月1日			
保険者名称	全国健康保険協会 北海道支部			

スマートフォンをお持ちの方は、右の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら→



なお、現在、協会けんぽに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、協会けんぽ(マイナンバー専用ダイヤル)までご連絡ください。

**** * 1234

医療機関等を受診した際に、マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)をマイナ保険証とともに提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、左下にある資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等で提示することで受診いただけます。)

資格情報のお知らせ

記号 1010101 番号 1 枝番 00
フリガナ キョウカイ タロウ
氏名 協会 太郎
生年月日 昭和40年10月1日
資格取得年月日 昭和60年10月1日
保険者番号 01010016
保険者名称 全国健康保険協会 北海道支部

左側をミシン目で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。
資格情報のお知らせの利用については、裏面及び別紙をご覧ください。



送付対象者

加入者全員

送付時期

1回目 令和6年9月中旬
2回目 令和7年1月下旬
～2月上旬頃

送付方法

一般加入者 : 事業所宛
任意継続加入者 : 個人宛

※「資格情報のお知らせ」のみによる資格確認は有効ではありません。必ずマイナ保険証と併せてご確認をお願いします。

1. 「健診・保健指導」実施時における資格確認について

協会けんぽでは、令和6年9月2日（月）からマイナンバー専用ダイヤルを開設します。

受診者の方から問い合わせがあった場合は、内容に応じて下記専用ダイヤルをご案内ください。

（国）マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること
- ・ その他マイナンバー制度に関するお問い合わせ

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルをご案内ください。

（協会けんぽ）マイナンバー専用ダイヤル

☎0570-015-369

協会けんぽでは、令和6年9月2日（月）からマイナンバー専用ダイヤルを開設します。

- ・ 「マイナ保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「オンライン資格確認」等に関すること

※これらに関するお問い合わせは、協会けんぽ支部ではなく、マイナンバー専用ダイヤルをご案内ください。

2. 特定健診・特定保健指導実施率向上のための取り組み

	名称	取り組み内容
継続	まちかど健診	- サンエー、イオンなどのショッピングセンターを会場とした集団健診。 10月～12月にかけて10会場12回開催予定。 - 健診の約1か月後に同会場で特定保健指導を実施。
継続	早朝健診	- 期間を限定し、通常よりも早い時間帯に健診を実施していただける健診機関を募集。 - 令和5年度に引き続き2月～3月頃に実施予定。
新規	ホテル健診	- ホテルの宴会場を会場とした集団健診。 - 来年2月～3月頃に開催を予定。
新規	特定健診とがん検診、 特定保健指導の 同時実施	- 協会けんぽの特定健診と市町村のがん検診、さらに対象者には特定保健指導を同時実施していただける健診機関を募集。 - 協会けんぽから健診機関近隣の加入者に受診の案内を送付。

2. 特定健診・特定保健指導実施率向上のための取り組み

特定健診を受けられた40歳～74歳の協会けんぽ加入の被扶養者の皆さまへ



生活習慣を見直すチャンスは今です!

特定保健指導で生活習慣を見直してみませんか?

無料です!
生活習慣の改善が必要な方に保健師等が無料でサポートします。

病気の予防ができて安心です!
日頃の生活習慣を見直すことで、病気の予防につながります。

医療費の節約につながります!
生活習慣を改善し、病気の予防ができれば、医療費を減らせます。

特定保健指導とは?

健診の結果、**メタボリックシンドローム**(内臓脂肪が多く、糖尿病や心臓・脳の血管の病気を発症しやすい状態のこと)が強く疑われる方やその予備群の方に対する**生活習慣改善をサポートするプログラム**です。

⚠ 健診を受けたらそのままにしないで!
健診は受けたら終わりではなく、健診結果で特定保健指導の対象となった場合は、必ず**特定保健指導**を利用して、健康状態を改善しましょう!

全国健康保険協会 沖縄支部 協会けんぽ ☎098-951-2011(保健グループ) (平日8:30～17:15) 詳しくは裏面をご確認ください。

保健指導の案内チラシ

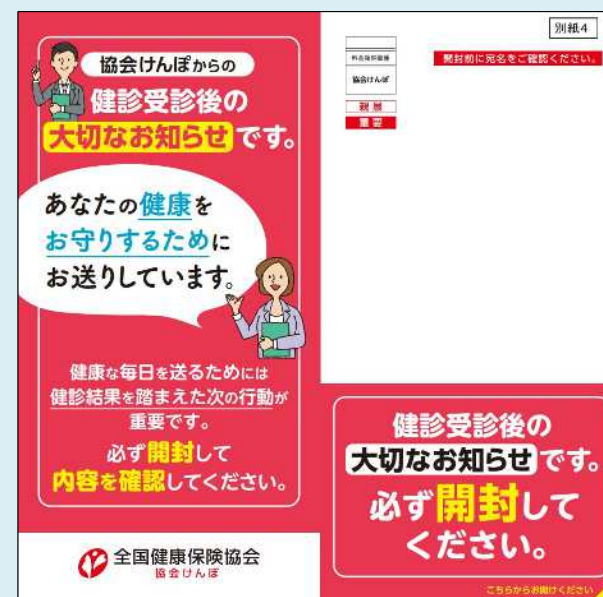
- 昨年、特定健診集合契約機関向けに配布。
- 特定健診を受診された方への配布をお願いします。
- チラシの送付を希望される場合は、以下までご連絡ください。皆さまのご協力をお願いします。

協会けんぽ沖縄支部
保健グループ ☎098-951-
2011

3. その他お知らせ

未治療者への受診勧奨（対象者の拡大）

- 健診の結果、血圧・血糖・脂質検査の項目において要治療と判定されながら医療機関を受診していない方に、協会けんぽから受診をお願いする文書を送付。
- 令和6年10月から、受診勧奨の対象者を被保険者（生活習慣病予防健診を受診した人）に加えて、**特定健診を受診した被扶養者**も追加。
令和6年4月受診者から順次送付（送付は受診から6か月後）。



生活習慣病予防健診実施機関の募集

協会けんぽに加入する被保険者（35歳～74歳）を対象とした「生活習慣病予防健診」を実施していただける健診機関を募集しています。

【健診内容】

一般健診	診察等、身体計測、血圧測定、尿検査、便潜血反応検査、血液検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査、眼底検査（医師が必要と認めた場合）
一般健診に追加できる健診	付加健診・乳がん検診・子宮頸がん検診・肝炎ウイルス検査

※検体検査、胃内視鏡検査、乳がん検診、子宮頸がん検診、眼底検査については、再委託による実施も可。